

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 5. 27	R7. 7. 25	令和6年度・7年度 犯罪被害等のリスクを抱える若者に係る相談窓口 きみまも@歌舞伎町の運営委託において、令和6年5月以降、東京都が作成、取得した文書 社会福祉法人やまて福祉会及びきみまも@歌舞伎町で活動した民間団体が東京都へ提出した文書全て 建物賃貸借契約・支出に関する文書	126	1															都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課
2	R7. 5. 27	R7. 7. 25	令和6年度・7年度 犯罪被害等のリスクを抱える若者に係る相談窓口 きみまも@歌舞伎町の運営委託において、令和6年5月以降、東京都が作成、取得した文書 社会福祉法人やまて福祉会及びきみまも@歌舞伎町で活動した民間団体が東京都へ提出した文書全て 建物賃貸借契約・支出に関する文書	1,117	1					1	1	1	1	1					（7条2号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号） 公表されていない担当者の連絡先を公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号） 印影を公にすることにより、印の偽造等、当該法人の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため （7条5号及び6号） 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、及び都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後の行政運営に支障をきたす可能性があるためと認められるため	都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課